

令和6年度 大阪府大阪市北部保健医療協議会 議事概要

日 時： 令和7年1月27日(月) 14時から16時

開催場所： 福島区民センター ホール

出席委員： 委員総数 32名のうち25名出席（定足数17名であるため有効に成立）

（本出委員、柏井委員、矢木委員、辻(正)委員、村上委員、岡田委員、松井委員、三宅委員、横山委員、田路委員、宮田委員、横田委員、前田委員、三前委員、長井委員、志手委員、辻(大)委員、佐藤委員、藤原委員、倉井委員、北村委員、加納委員、荒木委員、前田委員、廣川委員）

■議題1 令和6年度「地域医療構想」の取組と進捗状況

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料1-1】 令和6年度「地域医療構想」の進捗と医療体制の状況（大阪府・大阪市二次医療圏）
- 【資料1-2】 「医師の働き方改革に関する法令施行後の実態調査」結果概要（大阪府・大阪市二次医療圏）
- 【参考資料1】 過剰な病床の状況
- 【参考資料2】 医療法上の過剰な病床の状況
- 【参考資料3】 地域医療構想に関する各種データのHP公表について
- 【参考資料4】 病床機能の再編支援事業・重点支援区域について
- 【参考資料4(別紙)】令和6年度病床機能再編支援事業の実施について（申請病院一覧）
- 【参考資料5】 令和5年度病床機能報告結果（有床診療所の報告状況）
- 【参考資料5(別紙)】令和5年度病床機能報告結果（大阪市二次医療圏有床診療所の報告状況）
- 【参考資料6】 感染症法に基づく医療機関との協定締結について（大阪市北部基本保健医療圏 医療機関別一覧）

<質問・意見等>

質問・意見は、特になし。

■議題2 令和6年度大阪市二次医療圏における各病院の今後の方向性

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

- 【資料2-1】 令和6年度病院プラン結果概要（大阪府・大阪市二次医療圏）
- 【資料2-2】 令和6年度病院プラン結果概要（医療機関別）（大阪市北部基本保健医療圏）
- 【資料2-3】 令和6年度病院プラン医療機関別一覧（大阪市北部基本保健医療圏）
- 【資料2-4】 非稼働病床の現況について（大阪市北部基本保健医療圏）
- 【資料2-5】 令和6年度大阪府大阪市病院連絡会結果（概要）
- 【資料2-6】 令和6年度大阪府大阪市医療・病床懇話会における主な意見（概要）

<質問・意見等>

【各病院の対応方針（病院プランにおける2025年に検討している病床機能等）】

(1) 公立・公的病院

質問・意見は、特になし。

(2) 民間病院等

（医誠会国際総合病院への意見）

○大阪府の複数回の文書指導にも応じず、病床機能の変更予定はないこと、また NICU、MFICU等の小児周産期に関しても、国において集約化の方向性となっており、大阪市域においても既に小児周産期の需要が減少している中、地域の合意を得ず転換を検討していることから、今後も継続的な協議が必要である。

(3) その他

(質問)

○北区の市の土地に急性期病院が移転する可能性があるという話があるが、地域医療構想をもとに議論している中で、容認しがたい。

(大阪市の回答)

○病院連絡会でも同様の質問があり、提出された病院プランを確認したが、該当する医療機関はなかった。また、北区の本市の土地については、現在北区役所においてプロポーザルで選定・審査中であり、詳細を把握できる状況にない。

(意見等)

○地域医療構想を逸脱するような決定は問題であり、市として責任をもって検討いただきたい。

○今回の土地は教育委員会所管の土地であると思うが、他局の件であったとしても、縦割り行政を超えて健康局から意見を述べるべきである。

(大阪市の回答)

○今回の土地は北区役所所管の土地であるが、他の案件も含め、本市としてプロポーザルによる選定が行われる場合、医療機関からの応募が想定されるため、医療機能の現状や課題等、地域医療構想の取組については、医療法に基づく大阪府医療計画の重要な取組であることを所管部局に理解いただけるよう健康局としては対応している。

【病床機能再編支援事業申請医療機関】

質問・意見は特になし(申請医療機関なし)。

■議題3 紹介受診重点医療機関の選定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課・大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答の上、紹介受診重点医療機関(案)の選定にかかる協議方針、紹介受診重点医療機関(案)の選定について協議。

【資料3-1】紹介受診重点医療機関の選定について

【資料3-1(別添)】大阪市二次医療圏 令和6年度外来機能報告の結果について

【資料3-2】大阪市北部基本保健医療圏 令和6年度外来機能報告 医療機関別報告状況

<1 質問・意見等>

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

(意見等)

○医誠会国際総合病院について、重点外来の基準を満たしておらず、参考水準も満たしていないため、公平性の観点からも紹介受診重点医療機関(案)としての選定を見送るのがよい。

<2 協議結果>

(1) 令和6年度外来機能報告結果等に基づく紹介受診重点医療機関(案)の選定

【協議方針】

・協議方針について、事務局案のとおりとすることとなった。

【紹介受診重点医療機関(案)の選定】

・大阪市立総合医療センター、宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院、公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会中津病院、一般財団法人住友病院、大阪回生病院、大阪市立十三市民病院、医療法人秋桜会秋桜会ファミリークリニックについて、紹介受診重点医療機関(案)として選定することとなった。

(2)紹介受診重点医療機関が再編等を予定している場合の協議

【方針・対応】

・再編等を予定している場合の方針・対応について、事務局案のとおりとすることとなった。

■議題4 地域医療への協力に関する意向書等の提出状況

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 4-1】 地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 診療所新規・既存開設者)
【資料 4-1(別添)】<医療機関別回答一覧>地域医療への協力に関する意向書提出状況(大阪市北部基本保健医療圏 診療所新規・既存開設者)
【資料 4-2】 医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市二次医療圏 医療機器新規購入・更新者)
【資料 4-2(別添)】<医療機関別回答一覧>医療機器の共同利用に関する意向書提出状況(大阪市北部基本保健医療圏 医療機器新規購入・更新者)

<質問・意見等>

(意見等)

○すべての新規開設の医療機関に意向書を配付し、意向の有無について確認するよう取組んでほしい。

(大阪市の回答)

○意向書の提出にかかわらず、地域医療に協力いただいている医療機関があるため、現状との差があると思われるが、本資料の元データとなるため、できる限り意向書を提出いただきたい。

(意見等)

○地域医療への協力の意向なしと記載して、意向書を提出した場合、行政から地域医療への協力をしなくてもよいという許可を得たことになる可能性があるのではないかと危惧している。

○少ない提出数では分析が難しいが、開設主体等で分類すると、何らかの傾向がわかるかもしれないため、今後検討が必要ではないか。

(大阪府の回答)

○地域医療には協力いただきたいが意向書の提出は義務ではないことを踏まえ、制度開始時に、関係団体とも調整のうえ、強制ではないことが分かるような現在の様式となった。いただいた意見を参考に今後検討させていただきたい。

■議題5 第8次大阪府医療計画における取組状況の評価について

資料に基づき、大阪市健康局から説明。説明後、質疑応答。

【資料 5-1】 第8次大阪府医療計画 PDCA 進捗管理票(大阪市二次医療圏)
【資料 5-2】 在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧(大阪市北部基本保健医療圏)
【資料 5-3】 令和6年度大阪府大阪市在宅医療懇話会における主な意見(概要)

<1 質問・意見等>

【医療計画】

(質問)

○ヤングケアラーに対する対策は、どの項目で対応するのか。

(大阪市の回答)

○ヤングケアラーへの対応は、基本的には福祉政策になるため、医療計画で合致する項目はないが、様々な課題に関連する可能性があることから、福祉局と健康局が連携しながら取組んでいく必要があると認識している。

【在宅医療】

(意見等)

○積極的医療機関に、病院が必要であるため、行政から積極的に働きかけてほしい。

○積極的医療機関が増えないのは、24 時間体制で在宅療養患者の急変に対応しても診療報酬上のインセンティブがないからではないか。

(大阪市の回答)

○24 時間 365 日の在宅医療体制を構築するため、各区の連携の拠点にて積極的医療機関との会議を開催いただいているが、積極的医療機関以外の医療機関も参画いただき、その結果として、積極的医療機関も増えているため、市としてもこの流れをしっかりと支援していきたい。

<2 協議結果>

【積極的医療機関】

・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧」について、異議なしとされた。

■議題6 地域医療連携推進法人の認定について

資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課・一般社団法人にわメディカルネットワークから説明。説明後、質疑応答。

【資料6】医療法第70条の2の規定による地域医療連携推進法人の認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

<1 質問・意見等>

(質問)

○本件法人の設立に関しては問題ない考える。ただ、地域医療連携推進法人は、参加法人内で病床融通することのできる制度であるが、複数の地域医療連携推進法人に参画すると、推進法人の枠を超えて病床融通が可能となるのか。

(大阪府の回答)

○複数の地域医療連携法人に参画している場合、制度上は、地域医療連携法人内であれば病床融通が可能となるが、病床融通のための制度ではないため、どのようなことが地域医療構想に沿った形で実現されるのか、法人から活動状況の報告をいただき、行政としても確認する必要がある。今回、協議会の求めに応じて活動状況を報告いただく条件で、法人設立に係る医療連携推進方針についてご協議をお願いしている。

(質問)

○病床融通する場合には、医療審議会法人部会でも議論になると思うが、その際はあらためて資料提供をお願いしたい。連携推進法人内の合計病床数は21床だが、病床融通後、病院となるのか。

(申請法人の回答)

○19床の診療所となるよう病床融通を検討している。

<2 協議結果>

【地域医療連携推進法人の認定について】

・地域医療連携推進法人の認定については、「申請法人は、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告すること」を条件とし、異議なしとされた。